



# Tax watch update

Issue No. 11

2010年12月

はじめに	2
法人所得税	2
付加価値税	3
関税及び税関に関する規則	5
その他	5



## はじめに

今月号では、法人所得税、付加価値税、関税、関税に関する規則及びその他のベトナムの最新情報・Official Letter を記載しました。これらの最新の規制やその影響、あるいは事業機会についてご検討を頂き、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談頂けたらと考えます。

## 法人所得税

### 海外への利益送金 — 新 Circular

2010年11月18日に、財務省は海外への利益送金についてのガイドラインである Circular 186/2010/TT-BTC (Circular 186) を発行しました。Circular 186 の主要な変更点を以下に記します。

- ▶ Circular 186 は投資法の第 22、23、24 及び 25 条に規定するベトナムに直接投資を行う外国組織・個人にのみに適用されます。
- ▶ 投資法の第 26 条に規定するベトナムベトナムに間接投資を行う外国組織・個人の利益送金は関連規則に基づき実施されます。
- ▶ ベトナムから海外への送金利益は現金又は現物の形で可能となります。
- ▶ 海外へ利益送金に際して、外国投資家は外国投資家の所管税務当局に通知書（様式あり）を送付する必要があります。通知は利益送金日の 7 営業日前までに行われなければなりません。
- ▶ 海外への利益送金は会計年度末、又はベトナムへ直接投資活動終了時点のみに遂行できます。
- ▶ 法人税の規定に基づいた財務諸表上に累積赤字がある場合には、累積赤字が解消するまで、発生した利益を海外に送金できないと規定されています。

Circular 186 は署名日の 45 日後より発効し、2004 年 12 月 23 日付け Circular 124/2004/TT-BTC に取って代わります。

### 2008 年 12 月 26 日付け Circular 130/2008/TT-BTC の改定

Tax update No. 10 でも取り上げたように財務省は法人税に関する Circular 130/2008 の改定改定案を制定しています。最新修正点は以下に記載します。

#### 1. 費用

##### (i) 損失資産・商品

損失資産・商品の書類には「自然災害・伝染病がある地方自治体の証明書」を補充されました。

## (ii) 給与・賃金

「給与基金に繰り入れるが、年末に全部使用切れない場合、事業体は繰り戻しを行い、費用減少と記録しなければならない」との規定が補充されました。

## (iii) 借入金の利息

借入金の利息の規定には「定款資本金を十分に拠出した事業体はその他事業体に自己資本及び遊休資本（銀行からの借金を使用しない）で出資すると同時に事業活動（その他事業体への出資活動ではない）をサポートするために銀行より資本を借入れる場合、その借入金の利息は規定に基いた証憑書類が十分に有ることを前提に損金算入費用として認められる」との規定が補充されました。

## 2. その他所得

### (i) 為替レート差額に関する規定は以下に修正されます。

改定案により、一年以上の長期外貨建債務・債権の期末再評価による為替差損と為替差益は相殺することが認められます。課税所得を算定する時に、相殺後に為替差益が発生する場合にはその他所得として認識され、為替差損が発生する場合には損金算入費用として認められます。

上記の為替レート差額は外貨建現金・預金・未達金の残高、短期債務（一年間以下）の再評価による為替レート差額及び活動以前の基本建設投資プロセスに発生する為替レート差額を含みません。

（現在 Circular130/2008 ではこの点について言及されていません）

### (ii) 罰金・補償金の所得

現行の改定案では、契約違約による罰金・補償金の所得・出費は相互に相殺はできず、その他所得及び費用として別々に処理されます。

## 3. 欠損金の繰越

「会計年度の四半期間に欠損金を繰越することができる」との規定を補充しました。

## 4. 資本譲渡、証券譲渡

「譲渡価格が契約に規定されていない或いは市場価格に適合しないと認められる場合、税務当局は査定をおこない、譲渡価格を決める権限を持つ」との規定が補充されました。

（現在 Circular130/2008 ではこの点についての詳細は言及されていません）

## 5. 法人税の優遇装置

改定案により、法人税措置に関する下記の項目が明確に規定されました：投資プロジェクトから新設事業体；税制上優遇される、優遇されない事業活動の損益と利益の相殺；社会化分野で活動する事業体；農業サービス協同組合及び人民信用基金；ソフト生産事業体；鉱産物の開拓事業体。

現在、税務総局はこの改定案に対する事業体からの意見徴収を行っていますので、将来号の中で最新情報をお届け致します。

## 付加価値税（VAT）

### 2008年12月26日付け Circular 129/2008/TT-BTC の改定案

財務省はVATに関するCircular 129/2008の改定案を作成しています。この改定案の主要な変更点を以下に記しました。

(i) 課税対象外

- ▶ 信用提供サービス：改定案により、以下のサービスは信用提供サービスに所属し、VAT の課税対象外と規定されます：期限以前の債務返済、債務返済遅れ；債務売買；借金管理；保証資産の管理・預け・価値評価（VAT の課税対象に所属する借金の保証資産を除く）；顧客に対する信用組織の貸付・保証プロセスに所属する保証書の発行（信用状（L/C）の発行・確認・通知を含める）及び国家権限管理機関の承認を得ると同時に、顧客に対する信用組織の貸付・保証プロセスに所属する専門管理機関からの認定を得るその他所得。
- ▶ 証券事業：改定案により、財政コンサルタントサービス及び販売者に前渡金を支給するサービスは証券事業に所属とせず、VAT（10%）の課税対象と規定されます。
- ▶ 証券取引センターの市場組織サービスには以下の活動が追加されます：情報提供活動、発行組織株式の競売を実施する活動、証券取引センターの Online 証券取引技術を支援する活動。
- ▶ 課税対象外の治療サービス売上は医療施設・手術施設（整形手術、美容整形手術を除く）の患者の救急、治療、育児、ヘルスケアセンターでの両親のリハビリ等のための販売承認を得た薬を使用することも含まれる。
- ▶ 課税対象外となる共有衛生サービスも補充され、更に明確にされました。
- ▶ 課税対象外となる教育・職業訓練は以下に補充されます：訓練施設が提供する訓練活動（訓練プロセスに規定されている試験を実施し、認定書を交付することを含める）（訓練プロセスに規定されていない試験を実施し、認定書を交付する場合は VAT の課税対象に所属となります）；宿舍費及び設備・装備の使用費は学生・生徒の学費に所属となります。
- ▶ 以下の商品・役務は VAT の課税対象外商品・役務リストに補充されます：アスリート及びサッカー選手の移籍活動；土地に関する補償金、土地に関する補助金、国家決定による営業所場所移転・土地没収；付加価値税の課税対象ではない商品・役務を指定価格で売り、口銭を受ける受託代理店の口銭；海外航海会社の指定価格で海外からベトナムへ（又は逆の方向）の国際運送パッケージを販売し、国債運賃を海外航海会社の代わりに取り立てることで、受領した代理口銭；人民委員会が工業団地の土地をリースする事業者からインフラストラクチャーへの規定貢献額を集金し 100%を国家予算に納付する金額。

(ii) 課税価格

- ▶ 不動産の活動に対する：課税価格は修正、補充されました。

(iii) 付加価値税の税率

- ▶ 0%税率を適用する商品。役務は以下の通り改定されます：運送手段の所有関係がない国際運送。0%税率を適用するための常駐拠点の認定方法も草案に明確に規定されています。
- ▶ 0%税率が適用されない商品。役務は以下の通り改定されます：海外からベトナムへの旅行者に提供する旅行サービス；国内事業者が非関税地域にある組織・個人に提供する飲食サービス（非関税地域に於ける工業的弁当提供サービス、飲食サービスを除く）
- ▶ 5%税率を適用する医療設備・工具の一部種類商品；科学技術サービスについて明確に規定されています。

(iv) 仮払い VAT の控除

草案はガソリン量が自然に減少する場合の VAT 控除を規定しました。事業者は規準を超えない実際の自然減少量に基いて VAT を控除します。事業者は自然減少量の規準を自己で設定し、税務当局に報告しなければなりません。

仮払い VAT を控除できる要件は以下に改定されます：基本的に銀行経由支払いに関する要件はまだ厳密に規定されます。更に草案は銀行経由支払に関する定義を明確に規定すると同時に、契約の延滞支払期限を越えるが、事業者が規定通りに減少を調整しない場合に対する処理規定を補充しました。

現在、税務総局はこの改定案に対する事業者からの意見徴収を行っていますので、将来号の中で最新情報をお届け致します。

## 関税及び税関に関する規則

### 税関の手数料の徴収額、徴収制度、管理及び使用に関する規則

2010年11月02日に、財務省は現行の税関手数料の維持を規定する Circular 172 を発行しました。従って、税関手続きの遂行手数料及びベトナムをトランジットする商品・運送手段に対する手数料は税関申告書の1枚に当り2万ドンとなります。注意すべきことは関税免税がされる手荷物や郵便小包は現行規定の5Kg以下又は5百万ドン以下と限定をされずに全て手数料が免税されます。

この Circular は財務省の2009年3月09日付け Circular 43/2009/TT-BTC に取って代わります。

### 製品輸出形の確定

2010年10月12日付け Official Letter 6062/TCHQ-GSQL には、税関総局は営業輸入形で輸入された原料・資材のみを使用して生産する輸出製品は輸出する時に生産輸出の種類用申告書を作成しなければなりません。このことは輸出製品比率に相当する輸入税還付の目的のために、事業者が実施しなければならない強制的要件となります。

上記の規定は財務省の2009年04月24日付け Circular 79/2009/TT-BTC に取って代わる Circular 改定案に入れてあります。

### ガソリン生産・調合及び加工のための原材料輸出入に際する税関手続き

2010年10月26日に、財務省は2009年4月7日付け Circular 70/2009/TT-BTC に取って代わるガソリン生産・調合及び加工のための原材料輸出入に際する税関手続きを規定する Circular 165/2010/TT-BTC を発行しました。従って、旧 Circular により、ガソリンの輸出入認可書を持つ商人は一時的な輸入再輸出ができるのみでしたが、新 Circular により、輸出することができるようになりました。

### 国内で製造可能な機械リストの補充

工業貿易省は2010年5月28日付け Decision 2840/QD-BCT に規定した国内で製造可能な機械・設備・原材料リストに「商品のコンクリート溶解プラント、冷圧縮コンクリート溶解プラント、予冷却コンクリート溶解プラント、自動車電子秤（ロード：30, 50, 60, 80, 100 トン）、汽車電子秤（ロード：100, 120 トン）」の5種類を補充する2010年10月26日付け Decision 5569/2010/QD-BTC を発行しました。このリスト及び Decision 2840 に添付して公表されたリストは国家の事業者の輸入活動、外貨使用を制限する手段とみなされます。

### 関税の申告書類調整

税関総局の2010年11月3日付け Official Letter 6515/TCHQ-TXNK により、申告者・納税者は申告書類にはミスがあると発現した場合（税金計算のミス；価値、生産地、コード、税率、課税額のミス）；納税者の現場で税関当局の税務検査・監査を行う以前に、又税関申告書の登記日から60日間が経った時に自己で報告をする場合、補充申告することができます。但し、それは申告者・納税者が証明用書類を十分提出し、税関当局が申告の正確性・合法性を検査する根拠、条件があると判断した場合のみに適用されます。なお、この Official Letter は上記の税関申告書の登記日から60日間が経った申告書の納税額計算が不足税額を納付する場合のみに適用すると規定しています。

## その他

### 税務に関する電子取引のガイダンス

2010年11月10日に、財務省は税務に関する電子取引についてのガイドラインとなる Circular 180/2010/TT-BTC を発行しました。特筆すべき重要な点を以下に記します。

- ▶ 税登記の電子取引（事業体登記に関する Decree 43/2010/ND-CP に基く税登記を除く）；
- ▶ 税金申告の電子取引；
- ▶ 納税の電子取引；
- ▶ 税務に於ける電子取引に関する付加価値サービス提供組織へ認定書を発行する手続き（T-VAN）；
- ▶ 税務に於ける電子取引に関する付加価値サービス提供組織を通じる税務に於ける電子取引の実施；

この Circular は輸出・輸入段階にある商品に対する税務に於ける電子取引を調整していません。税務管理に関する項目がこの Circular に規定されていない場合、税務管理法及びガイダンスに基づいて実施されます。

Circular 180/2010/TT-BTC は 2011 年 1 月 1 日より発効となります。

## 略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	General Department of Customs	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MoLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	オフィシャルレター
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** シニア・マネージャー  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** シニア・マネージャー  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** シニア・マネージャー  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**Tuan Dinh Pham** シニア・マネージャー  
[tuan.dinh.pham@vn.ey.com](mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Ronelle Acheron** シニア・マネージャー  
[ronelle.acheron@vn.ey.com](mailto:ronelle.acheron@vn.ey.com)

**Bernard U. Cobarrubias** シニア・マネージャー  
[bernard.cobarrubias@vn.ey.com](mailto:bernard.cobarrubias@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**中島 敬仁** 日系企業担当シニア・マネージャー  
[takahito.nakajima@vn.ey.com](mailto:takahito.nakajima@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000119

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)